老人医療無料制度を継続せよ

共産党・革新共同府会議員団は八月十六日、林田知事にたいし、老人医療無料制度を継続せよと申し入れました。また、林田知事が八月二七日「国なみに一部有料化する」と表明したことについて団長談話を発表しました。次に全文を紹介します。

老人医療に関する知事の記者会見について

一九八二年八月二十七日　（団長談話）

一、林田知事は本日の記者会見で「老人保健法できまった七〇歳以上の医療費の一部本人負担について府が補助する考えのないこと、六五歳から六九歳までの府独自制度にも一部有料化を導入すること」などを表明した。

これは今春の知事選挙直前、「無料化制度を堅持する」とたびたび表明していたことが、全く選挙めあての偽瞞にすぎなかったことをあらためて暴露したものである。

二、一部有料化を導入しても独自制度は存続させると言うなら、それは明らかに詭弁である。林田知事が民主府政当時のすぐれた独自制度の数々を形骸化してきたことはこれまでも繰り返し指摘してきたところであり、老人医療無料化制度についても所得制限の据えおきで対象者を著しくせばめてきたことを改善するよう、これまでから要求してきたところである。

三、「国の制度との整合性をはかる」と言うなら、むしろ、所得制限をすくなくとも老人保健法なみに改善するべきであり、府独自制度の無料化に準じて、七〇歳以上の一部有料化を負担してこそ積極的に整合性がはかられるのである。

四、老人保健法が全面的な福祉切り捨て、低医療政策の突破口として成立させられたにもかかわらず、「老人自身が健康にたいする自覚をもって医療を受けてもらうため」と美化していることは、府民を愚弄するものであり、福祉の充実をもとめる全府民への挑戦である。

五、今日、独自制度を実施している自治体の、ほとんどの首長が政府の高圧的な廃止強要にたいして、地方自治への介入として憤激し、同時に引き続き独自制度を堅持しようとしているとき、他府県にさきがけて改悪を表明することは政府の地方自治破壊にすすんで手をかす行為と言わなければならない。

六、日本共産党・革新共同府会議員団は、八月十六日付で知事に申し入れた二項目要求の実現のために、広汎な府民と団結し、その先頭に立って闘う決意をあらためて表明するものである。

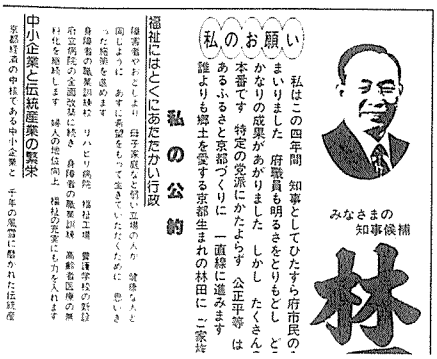

老人医療無料制度の継続に関する申し入れ

日本共産党・革新共同府会議員団
一九八二年八月十六日
京都府知事　林田悠紀夫殿

去る八月十日、衆議院本会議において老人保健法案が全国のお年寄りや国民の声を無視して可決された。これによって明年二月一日以降は七〇歳以上の高齢者の医療費に一部本人負担が導入される。

わが議員団はこれまでから再三にわたり、高齢者の方々の老後の生活と健康を保障することは当然の責任であることを力説、この法案に反対するとともに、たとえ老人保健法案が成立しても、単費措置をしてでも無料を堅持すべきであること、また六五歳以上六九歳までの府独自の老人医療制度は所得制限を緩和、対象者を拡大すべきであることを主張してきた。これに対して林田知事は、「老人医療無料化制度は継続する。老人保健法案など諸般の事情をにらみ合わせながら改善に努力していきたい。」などの態度を表明してきた。

老人医療無料制度を根底からくつがえし、さらに臨調答申の要求している風邪、腹痛などの軽費医療を本人負担とする低医療制度への突破口とすることをめざす老人保健法案が成立、明年二月から実施という重大な情勢のもと、住民のいのちとくらしを守るべき自治体の果さねばならない役割は極めて大きい。

日本共産党・革新共同京都府議会議員団は、以上の経過の上に立って、林田知事が次の措置をとられるよう強く申し入れるものである。

記

一、従来からの公約を守り、六五歳から六九歳までの府独自の医療費無料制度は、厚生省の廃止の指導があってもひきつづき堅持する態度を明らかにするとともに、この際、所得制限をすくなくとも国の老齢福祉年金の制限と同額にまでは緩和すること。

二、来年二月一日以降も七〇歳以上の老人がひきつづき無料の医療を受けられるよう、府の独自